

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	
○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則	一
○福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則	一
○福島県文書等管理規則の一部を改正する規則	一
○福島県消防法施行細則の一部を改正する規則	五
○福島県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則	五
○福島県河川法施行細則の一部を改正する規則	五
○福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則	六
訓 令	
○職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令	七
○職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令	七
○福島県公印規程の一部を改正する訓令	八
○福島県鳥獣保護管理員規程の一部を改正する訓令	八
福島県議会	
○福島県議会会議規則の一部を改正する規則	一〇

規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則、福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則、福島県文書等管理規則の一部を改正する規則、福島県消防法施行細則の一部を改正する規則、福島県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則、福島県河川法施行細則の一部を改正する規則及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

福島県規則第三十一号

福島県知事 内堀雅雄

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一号様式中「㊦」を削る。

第二十二号様式その二の次に次の様式を加える。

その2の2 (指定代理納付者への納付の委託に係る自動車税種別割納税証明書)

自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) 年度 第 号	
登録番号	福 島 郡 山 白 河 会 津 いわき
車台番号	
納付済 年 月 日	
備 考	上記自動車に係る 年度分自動車税種別割については、地方自治法 第231条の2の規定により、知事が指定する指定代理納付者に納付の委託が 行われています。 上記の納付済年月日は、当該納付の委託が行われた年月日です。
上記のとおり証明します。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 福島県 地方振興局長 印 </div>	
証明書の 有効期限	年 月 日
摘 要	
1 この証明書は、自動車の継続検査又は構造等変更検査以外には使用できません。 2 登録番号等の記載事項を訂正したものは無効です。	

第八十号様式の次に次の様式を加える。

第80号の2様式（第65条、第79条関係）

法人県民税
法人事業税
特別法人事業税
(更正・決定・加算金決定) 通知書
(表)

Table with 2 columns: 本店所在地, 法人名

年 月 日

福島県 地方振興局長 [印]

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税を下記のとおりに更正・決定・加算金決定しましたのでお知らせします。
なお、不足税額及び加算金額の納期限は、()と指定しましたから、納付書により最寄りの指定金融機関等にて納めてください。

Main tax calculation table with columns for 事業年度, 課税標準, 税率, 税額, 区分, 課税標準となる法人税額, 総額, 本県分, 法人税割額, 外国の法人税額等控除額, 仮装経理に基づく控除額, 利子割額の控除額(控除した金額), 差引税額, 納付確定分, 租税条約の実施に係る控除額, 既還付請求利子割額が過大である場合の納付額, 差引法人税割額, 事務所等を有していた月数, 均等割, 納付確定分, 差引均等割額, 利子割額, 控除した額, 控除することができなかつた金額, 既に還付を請求した利子割額, 既還付請求利子割額が過大である場合の納付額, 還付となる利子割額, 既に納付の確定している額, 差引過不足法人事業税額, 特別法人事業税, 合計特別法人事業税額, 既に納付の確定している額, 差引過不足特別法人事業税額

(裏)

分割基準	県民税 売上高 軌道	本県分		事業税1 事業税2	本県分		国税処理年月日		
		総数	総数		総数	総数	重加対応 所得金額	重加対応 付加価値額	
過少申告加算金	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業	通常分			×	/	100	重加対応 所得金額	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業
		加重分			×	/	100		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	通常分			×	/	100	重加対応 付加価値額	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業
		加重分			×	/	100		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	通常分			×	/	100	重加対応 資本金等の額	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業
	加重分			×	/	100		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	
	既に納付の確定している額				差引過不足額		重加対応 収入金額		
不申告加算金	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業	通常分			×	/	100	重加対応 収入金額	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業
		加重分			×	/	100		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	通常分			×	/	100	重加対応 収入金額	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業
		加重分			×	/	100		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	通常分			×	/	100	重加対応 収入金額	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
	加重分			×	/	100			
	既に納付の確定している額				差引過不足額		本県分重加対応税額		
重加算金	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業	適用分			×	/	100	重加対応 収入金額	重加対応法人税
		加重分			×	/	100		重加対応県民税
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	適用分			×	/	100		延滞金計算の控除期間
		加重分			×	/	100		～
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	適用分			×	/	100		
	既に納付の確定している額				差引過不足額				

- 注 不足税額については、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納めなければなりません。
- 延滞金額は、不足税額について年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）で計算します。
 - 1の場合において、不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。
 - 1及び2により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であつても、その裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁判がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第九十号様式(その二)から第九十一号様式(その六)まで及び第百二号様式中「㉑」を削る。

第百二号の二様式中「㉑」を削る。第百二号の二様式中「㉑」を削る。

第百十一号様式、第百十二号様式及び第百十四号様式中「㉑」を削る。

第百十六号様式中「㉑」を削る。

第百十七号様式中「㉑」を削る。

第百二十五号の二様式から第百二十五号の五様式まで及び第百二十六号の二様式中「㉑」を削る。

第百二十六号の五様式中「㉑」を削る。

第百二十七号の二様式及び第百二十七号の四様式中「㉑」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現に改正前の福島県条例施行規則の規定に基づいて提出されている届書等は、それぞれ改正後の福島県条例施行規則の規定に基づいて提出されている届書等とみなす。
3 この規則の施行の際現に改正前の福島県条例施行規則の規定に基づいて作成されている届書等の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

福島県規則第三十二号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則(昭和二十八年福島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一福島市の部37の項中「大久保小学校」を「田大久保小学校」に改め、同部38の項中「青木小学校」を「田青木小学校」に改め、同表会津若松市の部5の項中「及び飯寺北一丁目」を「飯寺北一丁目、飯寺北二丁目及び飯寺北三丁目」に改め、同表いわき市の部34の項中「大野第二小学校」を「田大野第二小学校」に改め、同表須賀川市の部2の項中「稲田小学校」を「田稲田小学校」に改め、同表南相馬市の部14の項中「金房小学校」を「田金房小学校」に改め、同部15の項中「塙原小学校」を「田塙原小学校」に改め、同部16の項中「福浦小学校」を「田福浦小学校」に改め、同表伊達市の部15の項中「大石小学校」を「田大石小学校」に改め、同表棚倉町の部5の項中「三園小学校」を「田三園小学校」に改め、同表浪江町の部2の項中「大堀小学校」を「田大堀小学校」に改め、同部5の項中「請戸小学校」を「田請戸小学校」に改め、同部6の項中「幾世橋小学校」を「田幾世橋小学校」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一会津若松市の部5の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

福島県規則第三十三号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第百六十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第二号中「他の地方公共団体」を「国又は他の地方公共団体」に改め、「並びに発信者名が知事名であるもの」を削り、同項第三号中「発信者名が知事名以外である」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(文書法務課)

福島県規則第三十四号

福島県消防法施行細則の一部を改正する規則

福島県消防法施行細則(昭和四十六年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二号様式から第四号様式までの規定中「㉑」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

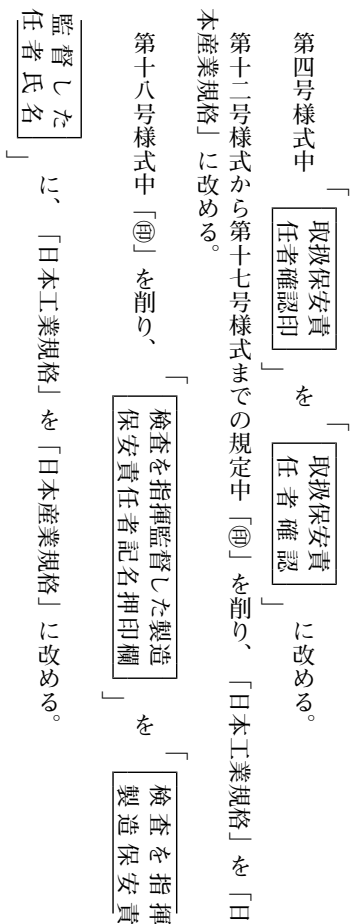
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県消防法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(消防保安課)

福島県規則第三十五号

福島県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

福島県火薬類取締法施行細則(昭和五十一年福島県規則第十九号)の一部を次のように改正する。



(人 事 課)

第十九号様式中「㊸」を削り、「検査を指揮監督した取扱保安責任者記名押印欄」を「検査を指揮監督した取扱保安責任者氏名」に改める。

第二十号様式から第二十一号様式までの規定中「㊸」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三十二号様式から第三十四号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三十八号様式、第三十九号様式及び第四十二号様式中「㊸」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第四十三号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県火薬取締法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の様式による申請書又は計画書は、改正後の福島県火薬取締法施行細則による申請書又は計画書とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（消防保安課）

福島県規則第三十六号

福島県河川法施行細則の一部を改正する規則

福島県河川法施行細則（昭和四十年福島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「省令別表第一」の次に「、別表第一の二」を加え、同条の表省令別表第一関係の部指定区間内の一級河川に係る特定水利使用以外の水利使用で河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十五条第二号の処分に係るもの項中「三部」を「二部」に改め、同部の次に次のように加える。

省令別表第一の一関係	指定区間内の一級河川に係る特定水利使用以外の水利使用及び二級河川に係る水利使用	一部
------------	---	----

第二条の表省令別表第二関係の部指定区間内の一級河川に係る河川法施行令第四十五条第三号の許可若しくは処分又は第四号の許可に係るもの項中「三部」を「二部」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（河川計画課）

福島県規則第三十七号

福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則

福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和二年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、委託料に係る概算払いの精算にあつては、委託事業の完了の日から二箇月以内にこれを行うことができる。

第七十三条第一項中「年二・六パーセントの」を「福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百三十五条第一項に定める」に改める。

別表第一資産の表固定資産の部機械及び装置減価償却累計額の項中

額置	価
を	
減菌設備減価償却累計額	ポンプ設備減価償却累計額
その他機械装置減価償却累計額	

に改め、同部購入仮勘定及び処分仮勘定の項中

ポンプ設備減価償却累計額	その他機械装置減価償却累計額
--------------	----------------

工具	び備	無形
----	----	----

に改め、同表流動資産の部現金預金の項中「別段

器具及び品	工具、器具及び備品
固定資産	を

営業外未収金	未収受取び配当金
--------	----------

預金」を「普通預金」に改め、同部営業外未収金の項中

利息及	金	業外収	収金
を			
営業外未収金		その他未収金	
未収受取利息及	未収補助金	その他営業外収	その他未収金
び配当金		益未収金	

に改める。

未収補助	その他営	益未収金	その他未
------	------	------	------

る。別表第一負債の表流動負債の部借受消費の項中「借受消費」を「仮受消費税」に改め

別表第一費用の表流域下水道事業費用の部処理場費の項中

手数料

を

に改める。

手数料	その他引当金繰	入額
-----	---------	----

別表第二(その一)備考5(1)に次のただし書を加える。ただし、精算行為が予定された概算委託契約を除く。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(下水道課)

訓 令

福島県訓令第五号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

福島県知事 内 堀 雅 雄

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年三月三十日
職員給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令
職員の給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年福島県訓令第二十九号)の一部を次のように改正する。

附 則
この訓令は、令和三年四月一日から施行する。
「本庁室長」を「復興推進本部担当課長」に改める。

(人事課)

福島県訓令第六号

本 庁 機 関
出 先 機 関

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年三月三十日
福島県知事 内 堀 雅 雄

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程(昭和三十五年福島県訓令第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一動物管理員及び農場管理員の項の次に次のように加える。

野生動物専門員及び野生動物管理員	白衣 作業服(夏) 作業服(冬) ゴム長ぐつ	一 二 二 一 二 二 二 二 二 二 二 二
------------------	---------------------------------	-------------------------------

別表第一看護師、准看護師及び看護助手の項並びに保健師及び助産師の項中 白衣

二 一 年	を	白衣 予防衣	二 二 一 年	に、同表栄養士の項中	白衣
-------	---	-----------	---------	------------	----

福島県訓令第7号

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

(職員業務課)

附 則

試験研究試料採取用
 野生動物救護用
 野生動物救護用(専門獣医技師を除く。)

防寒服
防雨衣
防寒服

に改める。

別表第二(総務部人事総室の項中)「保健指導用 白衣」を「保健指導用 白衣」に改める。
 「保健指導用 白衣」を「保健指導用 白衣」に改める。
 試験研究試料採取用
 試験研究試料採取用
 防寒

作業帽	作業服(夏)	作業服(冬)	ゴム長ぐつ
一	一	一	一
二年	二年	二年	二年
動物愛護センター(本所)に勤務する職員にあつては使用期間を一年とする。			

に改める。

児院に勤務するに限る。

に、同表狂犬病予防員の項中

作業帽	作業服(夏)	作業服(冬)	ゴム長ぐつ
一	一	一	一
二年	二年	二年	二年

二	二年
---	----

を

白衣	予防衣
二	二
二年	二年
職員に	若松乳

福島県訓令第8号

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

(文書法務課)

福島県公印規程の一部を改正する訓令

福島県公印規程(昭和三十一年福島県訓令第二十三号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項第二号中「商工労働部産業振興総室産業創出課長」を「商工労働部産業振興総室次世代産業課長」に改める。

附 則

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

本庁 機関 出先 機関

福島県鳥獣保護管理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

本庁 機関 出先 機関

福島県鳥獣保護管理員規程の一部を改正する訓令

福島県鳥獣保護管理員規程(昭和三十八年福島県訓令第三十二号)の一部を次のように改正する。
 第四条第一項中「速やかに」を「業務に従事した日の属する月の末日までに」に改め、

同項に次のただし書を加える。

ただし、急を要する場合は、その都度管轄地方振興局長に報告し、その指示を受けなければならない。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式

福島県鳥獣保護管理員巡視状況報告書

所属長検印		
年 月 日 曜日 天候()		
巡視地又は 指 導 地		
出発の時間 時 分		帰着時間 時 分
巡視の状況、指導の内容及び違反事項 ①鳥獣保護区等の維持管理、②鳥獣の生息状況等の調査、③狩猟者に対する指導、 ④立入検査及び立入調査等、⑤鳥獣保護管理事業に関する啓発 等		
福島県 地方振興局長 様		年 月 日
保護管理員氏名		
備考 違反事項の発見の際は、違反者の本籍、住所、職業、氏名、生年月日、免状 等の番号、猟具、違反の場所、違反の内容、これに対する処置その他特記事項 を記載すること。		

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

(自然保護課)

福 島 県 議 会

福島県議会規則第一号

福島県議会会議規則の一部を改正する規則

福島県議会会議規則(昭和三十四年福島県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「出産その他の事故」を「出産、育児、介護その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(議事課)